



平成 30 年（2018 年）3 月 7 日

立科町地域公共交通活性化協議会 「福祉型デマンドタクシー」 利用者拡大での運行がスタートします！

立科町地域公共交通活性化協議会で運行している「福祉型デマンドタクシー（タクシー利用補助）」は、利用対象者の拡大や利用回数の増加など、利便性向上のための見直しを行い、新制度での運行をスタートします。

1 制度改正の概要

「福祉型デマンドタクシー（タクシー利用補助）」は、これまで①「たてしなスマイル交通（町内巡回バス）が通っていない地域にお住まいの方」、②身体が不自由な方（身体障害者手帳所有者）、以上 2 つの内いずれかに該当する方を対象に、町内での移動に限り最大で月 4 回、1 回 600 円でタクシーを利用できる利用補助券の発券をしてきました。

今回の改正で別添「新旧対照表」のとおり利用対象の拡大等を行い、利便性向上を図ります。

（制度の詳細は別紙「新・福祉型デマンドタクシーについて」のとおり）

2 運行開始時期

平成 30 年 4 月 1 日から

3 その他

制度ご利用には事前の利用登録が必要です。



立科町マスコットキャラクター
しいなちゃん

立科町公式ウェブサイト <http://www.town.tateshina.nagano.jp>

立科町 企画課 企画振興係
（課長）遠山一郎 （担当）齊藤真樹
電話： 0267-88-8403（直）
FAX： 0267-56-2310
E-mail： kikaku@town.tateshina.nagano.jp

■ 新・福祉型デマンドタクシーについて ■

(H30.4.1～)

たてしなスマイル交通が通っていない地域にお住まいの方、身体障害者手帳を所有する方、要介護(支援)認定を受けた方、運転免許証を返納した方は、利用券を提出することで1乗車 600円のご負担で、タクシーをご利用いただけます。

★利用券の使用期限★

平成 30 年4月1日から平成 31 年3月 31 日まで

★ご利用の対象要件★

①交通空白地域にお住まいの方

蟹原地区、塩沢5班(前沢地区)にお住まいの方 (スマイル交通が通っていない地区です。)

②身体障害者手帳をお持ちの方

身体障害者手帳を所有しており、最寄りのバス停まで歩いていくことが困難な方
ただし、ご自身で、または運転手の簡単な介助で乗降可能な方及び乗降困難な場合は介助者の同乗が可能な方に限ります。

③要介護(要支援)認定を受けた方

介護保険の要介護(要支援)認定者または事業対象者の方

ただし、ご自身で、または運転手の簡単な介助で乗降可能な方及び乗降困難な場合は介助者の同乗が可能な方に限ります。

※事業対象者:日常生活の状態などを調べるチェックリスト該当者で介護予防・生活支援サービスの事業の対象となる方

④運転免許証を返納した方

運転免許証を自主返納され、「申請による運転免許証の取消通知書」または「運転経歴証明書」の交付を受けた方

★利用目的について★

町内での移動に限ります。(町内での買物、通院等)

※白樺湖方面へは、バス停「立科町役場前」から「たてしなスマイル交通シラカバ線」をご利用ください。

★利用料金について★

1乗車につき 600 円(600 円を超える分については町が負担します。)

※5分以上待たせる場合、新たに「1乗車」として追加の利用券及び料金が発生しますのでご注意ください。

★利用券の発行枚数★

【1】蟹原地区、塩沢5班にお住まいの方 ……月 2 枚

【2】上記の地区にお住まいの方で運転免許証の無い 65 歳以上の方 ……月 8 枚

【3】身体障害者手帳をお持ちの方 ……月 8 枚

【4】要介護(要支援)、事業対象者の認定を受けた方 ……月 8 枚

(ご自身で、または運転手の簡単な介助で乗降可能な方及び乗降困難な場合は介助者の同乗が可能な方に限ります。)

【5】運転免許証を返納した方 ……月 8 枚

※上記のいずれか1つの要件での申請となります。複数の要件が重複した場合でも、月 8 枚以上の券は発行いたしませんのでご了承ください。

★運 行 業 者★

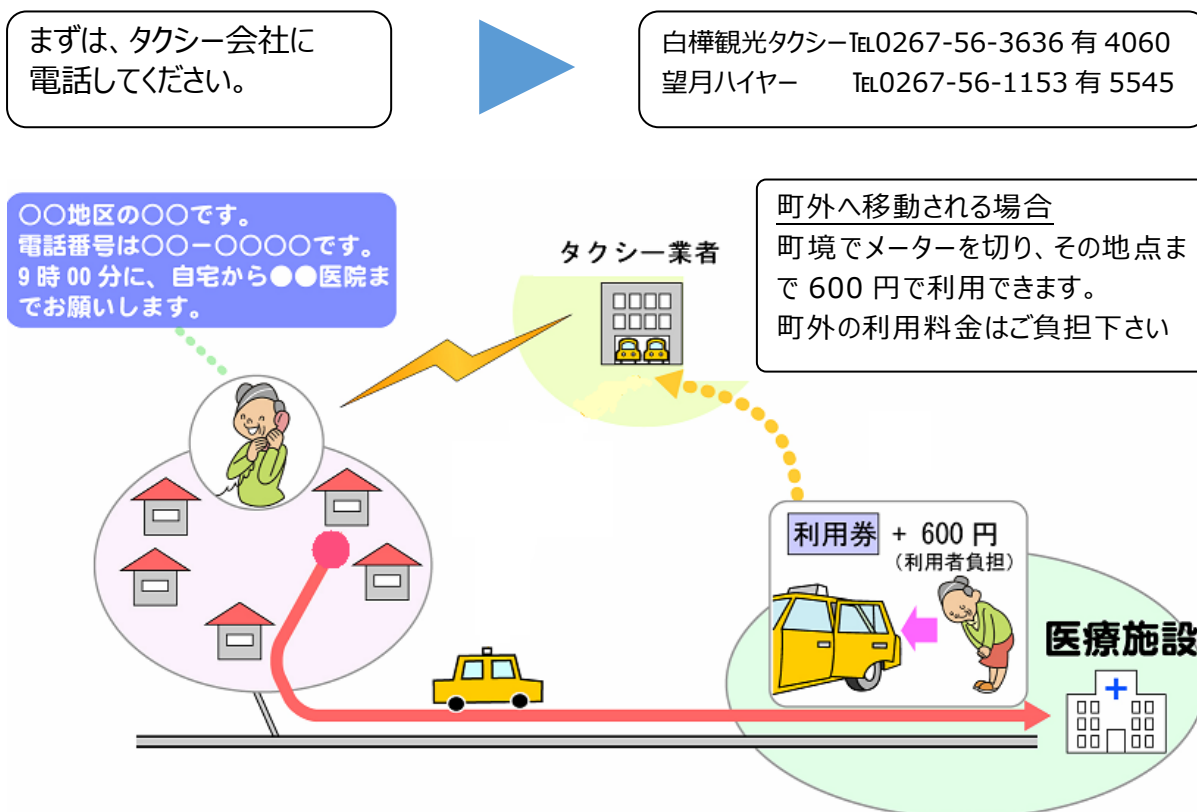
白樺観光タクシー TEL 0267-56-3636

望 月 ハイヤー TEL 0267-56-5545

★申 込 申 請★

事前申込が必要です。

(お問合せ)立科町地域公共交通活性化協議会 TEL0267-88-8403(直通)



福祉型デマンドタクシー制度新旧対照表

	旧制度（～H29年度）	新制度（H30年度～）
利用対象	①交通空白地域にお住まいの方 ※たてしなスマイル交通が通っていない地区（蟹原地区、塩沢5班）	①交通空白地域にお住まいの方 ※たてしなスマイル交通が通っていない地区（蟹原地区、塩沢5班）
	②身体障害者手帳をお持ちの方	②身体障害者手帳をお持ちの方
		③要介護（要支援）認定者または事業対象者（新）
		④運転免許証を返納した方（新）
交付枚数	最大月4枚（年間48枚） ※要件により発券枚数が異なります	最大月8枚（年間96枚） ※要件により発券枚数が異なります